

令和3年1月22日

# 令和3年第1回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和3年1月22日玉川村就業改善センター産就室に於いて第1回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(12名) 1番 小針 金之 10番 倉鎌 利治  
2番 鈴木 正志 11番 有賀 昇  
5番 須藤 安昭 12番 吉村 明美  
6番 高林きくみ 13番 仁井田 健  
7番 渡邊 利秋 14番 眞弓 泰行  
8番 八木 喜孝  
9番 小針 保敏

◎ 欠席委員 3番 鈴木 正浩 4番 石森 博信

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井 浩一 主査 佐久間 充

◎ 本日午後1時30分、八木職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

10番 倉鎌 利治 13番 仁井田 健

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に、議案第1号番号1の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 14番委員 議案第1号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(眞弓 泰行)

1月15日、小針会長及び事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字宮ノ前■■■番■で、地目、現況ともに畑であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、申請人の■■■さんに話を伺いました。

■■■さんは、現在、母、妻、子供と同居しておりますが、既存住宅の老朽化及び子供の成長に伴って、手狭になる事が予想され、この度、住宅を建築する事にしました。

母の面倒を見たり、子供の面倒を見てもらったりする都合上、現在の住宅付近に建築したい事から、既存宅地に隣接する申請地が最適であると判断し、今回の農地法第4条の農地転用許可の申請になったとのことです。

申請地は農地の広がりから見ますと、第1種農地に該当しておりますが、周辺の状況として、集落と接続している農地であり、周辺農地への影響はないものと思われま。

また、排水処理については、雨水は側溝を敷設し村道側の既存側溝へ、汚水は既存住宅で使用している合併浄化槽を経由して雨水と同じ既存側

溝に流す計画をしており、問題ないものと思われま  
す。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたし  
ます。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第1号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第2号番号1の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 14 番委員 (眞弓 泰行) 議案第2号番号1について、調査結果を報告させていただきます。  
1月15日、小針会長及び事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字ニノ鳥居■■番■で、地目が田、現況は雑種地であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思ひます。  
現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■さんに話を伺いました。  
譲受人の■■■■さんは、自宅駐車場の設置を検討していたところ、自宅敷地内では手狭となるため、本申請地を含めた面積において駐車場を設置するため、土地の確保が必要となりました。  
そこで、住宅の接続地である当該農地が適していると考え、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのこととあります。  
申請地は、川辺沖駅から300m以内にある事から第3種農地に該当し、転用が可能であると思われま  
す。  
また、雨水の排水処理については、排水桝等を設置し、北側県道の排水路へ放流させる計画をしており、心配ないものと思われま  
す。  
両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われま  
す。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたし  
ます。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第2号番号1を原

案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第2号番号1は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第2号番号2の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 14 番委員 (眞弓 泰行) 議案第2号番号2について、調査結果を報告させていただきます。  
1月15日、小針会長及び事務局とともに現地確認をいたしました。  
申請地は、川辺字中沖■■番■で、地目、現況ともに畑であります。  
場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。  
現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。  
譲受人の■■■■さんは、本人・妻・子の3人家族で平田村に居住しており、現在の住宅の老朽化や子供の電車通学の送迎などで、日常生活において苦慮していたそうです。駅から近い土地を探していたところ、■■さんの妻の実家で譲渡人の■■■■さんが土地を提供する話をもらい、本申請地において住宅を建築するため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことであります。  
申請地は、川辺沖駅から300m以内にある事から第3種農地に該当し、転用が可能であると思われます。  
また、雨水は排水桝等を設置し、北側の既存側溝に接続して排水し、汚水は合併浄化槽を経由して雨水と同じ既存側溝に流す計画をしており、問題ないものと思われます。  
兩人とも承知しており問題はありません。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第2号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第2号番号2は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第3号現況確認証明申請に係る非農地証明の可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第3号番号1の調査員 八木喜孝委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 議案第3号番号1について、調査報告させていただきます。  
 (八木 喜孝) 1月15日、吉村明美委員、吉村嘉安推進委員と事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、南須釜字壇ノ下■■番■及び南須釜字横内■■番■の2筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思ます。
- 現地確認後、申請人の■■■■さんから話を伺ったところ、■■さんは所有する農地について復元することが困難になり、土地地目の変更登記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとのことであり  
 申請地は写真でも分かりますように、以前は養蚕をしており、桑畑として耕作していたようですが、昭和60年頃に養蚕を止め、その後植林を行い現在に至ったものであります。
- 当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当すると思われ  
 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の八木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第3号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案どおり可決されました。  
 次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。  
 本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

1 次回日程 令和3年2月24日(水)午後1時30分  
玉川村就業改善センター 1階 産就室

2 令和3年度農作業労働賃金・農地賃借料情報の事前協議について

- ◎ 事務局 資料に基づき説明。2月総会へ議案提出する予定。
  - ◎ 10番委員 (倉鎌 利治) 毎年9月に受託者協議会にて料金を決めている。随時、検討しているが、大幅に金額の変動はないと思われる。
  - ◎ 議長 毎年協議を行っているが、労働賃金標準額について、燃料高騰等はあるが、基本的にそんなに変わらないので現状維持でよいと思う。
  - ◎ 議長 その他ありませんか。
  - ◎ 9番委員 (小針 保敏) 委員に配布しているファイルは、令和3年より更新されるのか。
  - ◎ 事務局 次回総会に配布いたします。  
(なしの声あり)
  - ◎ 会長 それではないようでありますので、その他を終わります。
- 7 閉会 高林職務代理者
- ◎ 午後2時10分総会終了